

土壌改良資材の製造や流通を行う皆様へ

地力増進法で定められた12の土壌改良資材については、原料・用途・使用方法などを同法に定められたルールに従って、適切に表示する必要があります。

< 表示が必要な土壌改良資材※ >

1. 泥炭
2. バークたい肥
3. 腐植酸質資材
4. 木炭
5. けいそう土焼成粒
6. ゼオライト
7. バーミキュライト
8. パーライト
9. ベントナイト
10. VA菌根菌資材
11. ポリエチレンイミン系資材
12. ポリビニルアルコール系資材

(※ 地力増進法施行令において規定)

< 表示ルール >

共通の表示

- ・ 土壌改良資材の名称
- ・ 土壌改良資材の種類
- ・ 表示者
- ・ 正味量
- ・ 原料
- ・ 用途（主たる効果）
- ・ 施用方法

土壌改良資材ごとの表示

- ・ 有機物の含有率
- ・ 単位容積質量
- ・ 水分の含有率
- ・ 陽イオン交換容量
- ・ 膨潤力 など

(裏面：木炭の表示例)

農林水産省では、土壌改良資材の品質表示制度を実効あるものとするために立入検査を行っています。

具体的には、農林水産省から指示を受けた独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が製造業者又は販売業者の工場や事業所を対象に原料・品質に係る表示について現地確認を行うとともに、資材の一部を収去し、成分検査を行っています。検査の円滑な実施にご協力お願いいたします。

○ 表示の具体例（木炭の場合）

地力増進法に基づく表示

2センチメートル以上

土壤改良資材の名称 ○○炭

土壤改良資材の種類 木炭

表示者の氏名又は名称及び住所 株式会社○○○○

○○県○○市……

正味量 ○○リットル

原料 ○○の樹皮を炭化したもの

単位容積質量 1リットル当たり○○kg

用途(主たる効果) 土壤の透水性の改善

施用方法

8.8センチメートル以上

(ア)標準的な施用量

この土壤改良資材の標準的な施用量は、10 a 当たり○○ kg
です。

(イ)施用上の注意

この土壤改良資材は、地表面に露出すると風雨などにより流
出することがあり、また、土壤中に層を形成すると効果が認めら
れないことがありますので、十分に土と混和して下さい。

7.2センチメートル以上

お問い合わせ先

○農林水産省 生産局 農産部 農業環境対策課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

Tel : 03-3502-8111(代) 内線 : 4762

03-3502-5956(直通)

○独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部 肥飼料安全検査部 肥料管理課

Tel : 050-3797-1854

札幌センター 肥飼料検査課

Tel : 050-3797-2716

仙台センター 肥飼料検査課

Tel : 050-3797-1893

名古屋センター 肥料検査課

Tel : 050-3797-1901

神戸センター 肥料検査課

Tel : 050-3797-1914

福岡センター 肥料検査課

Tel : 050-3797-1920